

盛岡市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）の改定について

平成29年11月27日

環 境 部

1 改定の趣旨

現在、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成23年3月に「盛岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、地球温暖化対策に取り組んでいるところであるが、京都議定書以来の新たな国際的な合意文書である「パリ協定」が採択され、また、平成28年に国が「地球温暖化対策計画」を策定し、新たに温室効果ガスの削減目標を掲げたことなど、本市を取り巻く大きな変化に対応するため、改定するものである。

2 現状と課題

現計画においては、1990（平成2）年度を基準年とし、2020（平成32）年度の温室効果ガス排出量を1990（平成2）年度比7%削減を目標に、再生可能エネルギーの導入促進や省エネ行動実践の啓発などに取り組み、18の管理指標中、2016（平成28）年度は5つの指標を達成しているが、2013（平成25）年度の排出量は基準年比44%増となっている。

原因としては、東日本大震災の影響等による電力排出係数の増加（電源構成における火力発電比率の増加）、家庭内で使用される家電製品の増加・大型化や世帯数の増加、事務所等の業務床面積の増加に伴う使用機器の増加などが挙げられる。

3 改定内容

(1) 基準年度及び目標年度

基準年度	目標年度	
2013（平成25）年度	中期 2030（平成42）年度	長期 2050（平成62）年度

(2) 計画期間

国の計画に合わせ、2018（平成30）年度から2030（平成42）年度までの13年間とする。

ただし、盛岡市環境基本計画（第二次）の計画期間が終了する2020（平成32）年度に、同計画と合わせた必要な見直しを行う。

(3) 温室効果ガス排出量削減目標

ア 目標設定の基本的な考え方

- ・ 国や県の削減目標達成に貢献する目標とする。
- ・ 国の「地球温暖化対策計画における削減量の根拠」における対策効果を踏まえ、削減見込量を具体的に積み上げる。
- ・ 市民、事業者及び市の意欲的取組を促す。
- ・ 目標年度における人口の増減等を踏まえる。

イ 削減目標

《中期目標》

2030（平成42）年度において、2013（平成25）年度比 **31%減**

○電力排出係数の改善による削減効果を含めない場合の目標 **16%減**

推計値による目標のほか、市民・事業者・市の独自取組による削減目標を明確にして取組への意欲を高めるため、推計値から電気事業者の取組が大きく占める電力排出係数改善による削減効果を除いたものも併せて設定するものです。

※電力排出係数とは、電気事業者が供給した電気の発電に伴い、燃料の燃焼に伴って排出された二酸化炭素の量を当該電気事業者が供給した電力量で除したもの。

《長期目標》

2050（平成62）年度において、2013（平成25）年度比 **80%減**

ウ 中期目標31%削減の設定に際し考慮した3つの要素及び削減目標内訳

- ① 人口変動 8.2%減
- ② 国等との連携による対策の実施による削減効果 19.5%減
(電力排出係数改善, クリーンエネルギー自動車の普及など)
- ③ 本市独自の施策事業の実施による削減効果 3.2%減
(再生可能エネルギー設備の導入, 企業向け省エネ診断の受診など)

(4) 施策体系及び重点施策

現計画体系を引き継ぎ、3つの柱を中心とする。

柱	基本方針	重点施策
【心】行動 一人ひとりの心がけ、価値観や行動様式の改善	1. 環境負荷の少ないライフスタイルの実現	①家庭向け省エネ診断の推進 ②環境学習教材の開発・利用
	2. 環境負荷の少ないワークスタイルの実現	③中小企業の省エネ診断の推進
【技】技術 温暖化防止に効果のある技術の利用・導入	3. エネルギーの効率的な利用の促進	④公共施設の省エネルギー・再生可能エネルギー設備の率先導入
	4. 再生可能エネルギー利用の普及促進	⑤建物の高断熱化, 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進
【体】社会基盤 ・仕組み 社会基盤や社会の仕組みの低炭素化	5. 自動車に依存しない低炭素型のまちづくり	⑥公共交通の利便性向上及び自転車利用環境の整備
	6. 吸収源の確保など	⑦二酸化炭素吸収源である森林の整備 ⑧森林資源を活用する仕組みづくりの推進

(5) 「適応策」の追加

世界的な気候変動に起因する影響は既に現れ始めており、「緩和策」による排出削減努力を最大限行っても気候変動を完全には抑制できないため、既に現れている影響や今後避けることができないと想定される影響に適切に対応する「適応策」を進めることが必要になっていることから、章を追加するものです。

- ・ 洪水対策（ハザードマップの作成、護岸工事など）、暑熱対策（熱中症予防や熱中症対処法の周知など）など。

4 計画策定経過と今後のスケジュール

平成29年6～10月 環境審議会 地球・生活環境部会（4回開催）
 平成29年11月2日 産業環境常任委員会正副委員長説明
 11月6日 環境審議会
 11月27日 市議会全員協議会
 平成29年12月 パブリックコメント
 平成30年1月 環境審議会（答申）
 2月 市長決裁

5 参考

区分		基準年度	削減目標	
			中期	長期
市	現計画	1990 (H2)	2020 (H32) △7%	2050 (H62) △80%
	新計画	2013 (H25)	2030 (H42) △31% (△16%)	2050 (H62) △80%
国		2013 (H25)	2030 (H42) △26%	2050 (H62) △80%
岩手県		1990 (H2)	2020 (H32) △25%	—

盛岡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)改定案【概要版】

1. 計画の基本的事項 (本編 P.1~6)

1-1 計画の背景及び改定趣旨

2011(平成23)年3月に盛岡市地球温暖化対策実行計画を策定し、地球温暖化対策の取組を推進してきましたが、2015(平成27)年の「パリ協定」採択や2016(平成28)年の「地球温暖化対策計画」閣議決定を受け、新たな地球温暖化対策の目標が示されたことから、本市としても新たな目標を達成するため、2018(平成30)年3月に改定することとしております。

1-2 計画の位置付け

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、国が示した地球温暖化対策、長期低炭素ビジョンなどを踏まえ、本市の自然的・社会的特性に応じて、温室効果ガス排出の抑制を総合的かつ計画的に進めるために策定するものです。

2. 温室効果ガス排出量削減目標 (本編 P.28~32)

2-1 温室効果ガス排出量の削減目標



《目標設定の基本的な考え方》

- 国の「地球温暖化対策計画における削減量の根拠」における対策効果を踏まえ、削減見込量を具体的に積み上げる。
- 市民、事業者及び市の意欲的取組を促す目標とする。

【中期目標△31%設定で考慮した3つの要素及び削減目標内訳】

1. 人口変動 △8.2% (199千t-CO₂)
2. 国等との連携による対策の実施による削減効果 △19.5% (474千t-CO₂)
(電力排出係数改善、クリーンエネルギー自動車の普及など)
3. 市独自の施策事業の実施による削減効果 △3.2% (77千t-CO₂)
(再生可能エネルギー発電の導入、企業向け省エネ診断の受診など)

※中期目標の31%には、電力事業者の発電における電力排出係数改善の取組による削減効果が含まれていることから、市民・事業者・市が取り組む削減目標として、電力排出係数の改善による削減効果を除いた16%減も併記した目標とします。

3. 地球温暖化対策の現状と課題（本編 P.7～18）

3-1 取組状況

2016(平成28)年度において、目標達成が5指標、50～100%未満達成が3指標、50%未満が10指標となっています。

《達成項目》

- ・環境に関する啓発事業への参加者数
- ・子ども環境モニターの参加者数
- ・市の公共施設への再生可能エネルギー導入による二酸化炭素排出の削減量
- ・地域材利用量 など

《未達成項目》

- ・省エネ診断を受けた世帯数及び企業数
- ・家庭での太陽光発電システムの導入件数
- ・通勤時における自動車の交通利用分担率 など

3-2 取組における課題

太陽光発電システム等の導入費用に対する補助事業(平成23年度から)や環境学習講座の開催(平成26年度から)などに取り組んでいますが、今後も積極的な情報発信による環境啓発活動や設備・機器等の導入促進のための支援など、引き続き推進していく必要があります。

4. 温室効果ガスの排出状況（本編 P.19～27）

4-1 温室効果ガス排出量の状況

2013(平成25)年度の温室効果ガス排出量は約240万t-CO₂で、1990(平成2)年度比で約44%増加しています。また、二酸化炭素が温室効果ガス全体の約95%と大きな割合を占め、この傾向は1990(平成2)年度以降変わっていません。



4-2 部門別の二酸化炭素排出量割合及び主な増加要因



2013年度は1990年度に比べ
家庭部門は約1.6倍に
業務その他部門は約1.9倍に
運輸部門は約1.2倍に

《主な増加要因》

- ①東日本大震災の影響等による電力排出係数[※]の増加
- ②家庭内で使用される家電製品の増加・大型化や世帯数の増加【家庭部門】
- ③事務所等の業務床面積増加に伴う使用機器の増加【業務その他部門】
- ④自動車保有台数の増加【運輸部門】

※電力排出係数とは、電気事業者が供給した電気の発電に伴い、燃料の燃焼に伴って排出された二酸化炭素の量を当該電気事業者が供給した電力量で除したもの。

5. 地球温暖化の防止のための取組【緩和策】(本編 P.33~62)

5-1 施策の体系

【心】

行動

一人ひとりの心がけ、価値観や行動様式の改善

基本方針1. 環境負荷の少ないライフスタイルの実現

【基本施策】

- 1-1 CO₂(二酸化炭素)の見える化の促進
- 1-2 地産地消の推進
- 1-3 エコドライブの普及促進
- 1-4 市民の取組意欲向上の仕組みづくり
- 1-5 家庭系ごみの減量化、資源化の促進
- 1-6 省エネ行動実践の推進

【重点施策】

- ①家庭向け省エネ診断の推進
- ②環境学習教材の開発・利用

基本方針2. 環境負荷の少ないワークスタイルの実現

【基本施策】

- 2-1 事業活動におけるエネルギー管理、炭素管理の促進
- 2-2 事業系ごみの減量化、資源化の促進

【重点施策】

- ③中小企業の省エネ診断の推進

【技】

技術

温暖化防止に効果のある技術の利用・導入

基本方針3. エネルギーの効率的な利用の促進

【基本施策】

- 3-1 住宅・建築物の高断熱化、省エネ化の促進
- 3-2 省エネルギー機器の普及促進
- 3-3 クリーンエネルギー自動車の普及拡大
- 3-4 水素エネルギーの利活用

【重点施策】

- ④公共施設の省エネルギー・再生可能エネルギー設備の率先導入
- ⑤建物の高断熱化、省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進

基本方針4. 再生可能エネルギー利用の普及促進

【基本施策】

- 4-1 太陽エネルギーの活用促進
- 4-2 木質バイオマス資源の利活用促進
- 4-3 再生可能エネルギー利活用を促す基盤づくり

【重点施策】

- ④公共施設の省エネルギー・再生可能エネルギー設備の率先導入
- ⑤建物の高断熱化、省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進

【体】

社会基盤・仕組み

社会基盤や社会の仕組みの低炭素化

基本方針5. 自動車に依存しない低炭素型のまちづくり

【基本施策】

- 5-1 歩いて楽しむ中心市街地の形成
- 5-2 公共交通や自転車利用の促進

【重点施策】

- ⑥公共交通の利便性向上及び自転車利用環境の整備

基本方針6. 吸収源の確保など

【基本施策】

- 6-1 森林の保全・整備の促進
- 6-2 市産材の利用促進
- 6-3 市街地の緑化、緑地保全の推進

【重点施策】

- ⑦二酸化炭素吸収源である森林の整備
- ⑧森林資源を活用する仕組みづくりの推進

5-2 重点施策 (導入例)

④再生可能エネルギーの導入



④次世代自動車の導入



⑥公共交通や自転車・徒歩の活用



⑦吸収源の確保



6. 地球温暖化による気候変動の影響への取組【適応策】(本編 P.63～66)

6-1 適応策

世界的な気候変動に起因する影響はすでに現れ始めており、「緩和策」による排出削減努力を最大限行っても気候変動を完全には抑制できないことから、既に現れている影響や今後避けることができないと想定される影響に適切に対応する「適応策」を進める必要があります。



出典) 温室効果ガスインベストリオフィス 全国地球温暖化防止活動推進センターHP

7. 実行性のある計画とするために (本編P.67～70)

7-1 推進体制

地球温暖化防止の取組にあたっては、各取組主体間及び市内部の連携・協力を図ることとし、本計画の実行性を確保していきます。

7-2 計画の進行管理

